平成２９年（フ）第１３９号
大分市大字常行478番地の80
債務者　薬師寺淳子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
茨城県高萩市大字島名1103番地の23
債務者　舘野　　亮
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３３号
青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井183番地
債務者　村山　金龍
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
神奈川県逗子市池子２丁目19番826号
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市馬堀海岸４丁目１番８－402号
債務者　石田　友紀
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１１３号
神奈川県横須賀市武３丁目５番17号　ストリュームアゼリア201
債務者　荘子エイ子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５号
熊本県八代市日奈久中町甲342番地４（１Ｆ）、前住所熊本県宇城市三角町三角浦1298番地13
債務者　常山　ヨシ
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２９号
青森県北津軽郡板柳町大字掛落林字前田113番地
債務者　芦田　悠也
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目56番１号　サンライズ鴨居105
債務者　柳田あい子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１１０号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目54番16号
債務者　松浦久美子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２６号
熊本県八代市奈良木町2437番地１（302）
債務者　中川　陽一
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２１４号
名古屋市中川区戸田西２丁目901番地　県営戸田西住宅３棟303号
債務者　竹島錫秀こと　鄭　　錫秀
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５号
名古屋市中川区戸田西２丁目901番地　県営戸田西住宅３棟303号
債務者　社納　清美
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２号
沖縄県那覇市字天久1090番地１　波之上産業天久マンションＡ－102
債務者　砂川カヨ子（旧姓饒平名）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１７９号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1576番地　レジデンススカイブルー102
債務者　上原　茂正
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１８０号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1576番地　レジデンススカイブルー102
債務者　松田　順子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２１５号
熊本市中央区水前寺３丁目２番22号　1002号、前住所熊本市中央区琴平本町12番49号
債務者　本田みどり
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係